

長浜バイオ大学における公的研究費 内部監査手順マニュアル

(2014年12月18日 不正防止計画推進室策定)

(2015年1月20日教授会承認)

(2015年1月29日常任理事会承認)

1 監査体制

公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）が監査を行う。

委員構成：学長推薦教員1名、常任理事会推薦事務職員2名

（『公的研究費に係る「監査」取扱要項』〔規程 他30〕）に基づく）

2 監査対象となる公的研究費

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日 文部科学省 策定。以下「ガイドライン」という。）の対象となる文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を対象とする。科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業など。

3 監査の実施時期

定期監査を年に1回、7月から9月の間で実施する。その他、委員会で協議して、必要により不定期に監査を行う。

4 監査の方法

①通常監査

会計書類などの証憑書類の確認により実施する。科学研究費補助金については、科学研究費補助金の実施要領で定められている内容に基づき、当年に交付を受けている研究課題数の概ね10%の件数を対象とし、前年度の研究課題より無作為で抽出して実施する。その他の公的研究費については、定められているものがあればその方法に従い、特に定めがない場合は科学研究費補助金の実施要領を準用する。

②特別監査

会計書類等の証憑書類の確認に加え、物品購入取引等に関する業者への直接確認、人件費・謝金等の当該者への直接確認等、より詳細な監査を実施する。科学研究費補助金については、通常監査の対象となった件数の概ね10%を対象とし、通常監査対象より無作為で抽出して実施する。その他の公的研究費については、定められているものがあればその方法に従い、特に定めがない場合は科学研究費補助金の実施要領を準用する。

③リスクアプローチ監査

ガイドラインに例示されている、不正が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を実施する。抽出対象は、委員会で協議して決定する。

- (1) 研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちによるヒアリング（目的、内容、交通手段、宿泊場所など）
- (2) 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- (3) 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
- (4) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

④機関監査

公的研究費の機関管理体制全般を対象として、各種書類の確認や、必要により管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正の防止に有効な管理体制となっているかを検証する。

5 監事及び会計監査人との連携

監査結果等について、委員会は監事もしくは会計監査人に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

6 監査結果の報告

- ①委員会は、監査結果を最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（事務局長）、コンプライアンス推進責任者（学部長）に報告する。
- ②委員会は、監査結果を不正防止計画推進室に報告し、意見を交換するなどして、有効な管理体制の構築を図る。
- ③委員会は、必要に応じて、教授会やメール配信等で教職員全員に監査結果を報告し、注意勧告することができる。

付 則

このマニュアルは、2016年7月13日に改正し、即日施行する。（6改正）

以上